

表 彰 規 程

(表彰の趣旨)

第 1 条 船橋市野球協会少年学童部は、活躍が顕著であった選手と功績が顕著であった個人及び団体に対して表彰を行う。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、優秀選手賞及び感謝状とする。

(表彰の時期及び方法)

第 3 条 優秀選手賞は公式大会終了後、会長及び理事長名で賞状と記念品を授与する。

② 感謝状は年度終了後、市長、会長及び理事長名で賞状と記念品を授与する。

③ 前項以外、必要と認められた場合は常任理事会で決定する。

(優秀選手賞)

第 4 条 優秀選手賞は、登録された選手の中から以下により30名程度を選考して授与する。

(1) 春季大会、夏季大会及び秋季大会の上位4チームから推薦された選手。但し、1チーム2名までとする。

(2) 各大会を通して、大会実行委員から推薦された選手。

(3) 日常の活動を通して、各支部長から推薦された選手。

(感謝状)

第 5 条 感謝状は、少年学童部に関係する個人及び団体、少年学童部の役員、審判員及び登録された指導者の中から以下により選考して授与する。

(1) 少年学童部の育成振興に寄与し、その功績が著しい個人及び団体。

(2) 少年学童部に対して多大なる協力または貢献が認められる個人及び団体。

(3) 少年学童部の役員、審判員として10年以上の功績のあった者。

(4) 少年学童部の指導者として10年以上の功績のあった者。但し、この中には各クラブの育成に携わった者も含む。

(推薦及び申請)

第 6 条 表彰にあたり推薦者及び申請者は定められた方法により、少年学童部に推薦書または申請書を提出する。